

経営者のための法律相談Q&A その23

〜婚外子の相続差別は違憲〜

マスコミによって大きく報道されましたので、ご存じの方も多いことと思います。

以前より、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を平等なものにすべきではないかとの議論が続いてきましたが、去る9月4日、最高裁判所大法廷は、民法900条4号ただし書の規定のうち「嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分」は、「遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたものというべきである」とする初めての判断を示しました。

すなわち、結婚していない男女の間に生まれた非嫡出子の遺産相続分を嫡出子の半分と定めた民法の規定が法の下での平等を保障した憲法に違反するものとされたのです。

1 国会の怠慢

私なりに読み解いてみると、最高裁判所の国会に対する苛立ちがひしひしと伝わってきます。

国会議員の先生方、何をちんたら

やっているんだ、早く立法措置で解決しろと言っただろう、なめているのか、国会の審議はおろか、法律案さえ提出していないじゃないか。このフレーズ、どこかで聞いたことがありませんか。

そうです、同じく憲法14条1項違反が問われている「一票の格差」問題におけるものと、よく似ていますね。

2 今後の実務

違憲判断が示されたからには、この「嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分」は違憲無効となり、そうすると、実務上、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分は平等なものとして取り扱われることとなると思われます。

なお、法的安定性の確保の観点から、平成13年7月から最高裁判所決定までに開始された相続につき、「本件規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議その他の合意等により確

定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではない」とされている点に注意が必要です。

3 火種は残ったまま

一見すると、最高裁判所のこの違憲判断により、婚外子の相続差別の問題には終止符が打たれた感があります。

しかし、実務上は、遺産分割協議の際に、火種は残ったままであるように思われます。

最高裁判所は、法律婚の尊重については判示するものの、その背後には、少なくとも無視することのできない「法律婚の家族の心情」には立ち入っておらず、したがって、法律婚の妻や嫡出子に対しは、説得的でないと考えられるからです。

ご自身が法律婚の妻や嫡出子の立場に立った場合を想像してみてください。

果たして、嫡出でない子と平等に扱われることに納得できるでしょうか。

遺産分割は、原則として話し合いで解決すべきとされていることから、このことが話し合いの過程で支障と

なることは、容易に想定できるので

す。
(本稿担当)

福田 浩



弁護士法人あすか 東広島事務所
〒739-0001 5
東広島市西条栄町10番27号

栄町ビル5階
☎493-7100 FAX 493-7101

弁護士 今田健太郎・上相裕章・

福田浩・谷脇裕子・中岡正薫

